



## ペットコテージ Wansemble(わんサンプル) 宿泊約款

### (適用範囲)

- 第 1 条 ペットコテージ Wansemble(以下『当館』とする)が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとし、
2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

### (宿泊契約の申込み)

第 2 条 当館に宿泊契約の申し込みをしようとする場合は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表第 1 の基本宿泊料による。)
  - (4) その他当施設が必要と認める事項
2. 当館にペットを同伴しての宿泊契約の申し込みを行う場合は、次の事項を当館に申し出ていただきます。
- (1) 宿泊ペット名、犬種、年齢、性別
  - (2) ワクチン接種歴
  - (3) その他当館が必要と認める事項
3. 宿泊客が、宿泊中に第 1 項第 2 号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

### (宿泊契約の成立等)

第 3 条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3 日を超えるときは 3 日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第 6 条及び第 18 条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第 12 条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第 2 項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### (申込金の支払いを要しないこととする特約)

第 4 条 前条第 2 項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第 2 項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### (施設における感染防止対策への協力の求め)

第 4 条の 2 当館は、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和 23 年法律第 138 号)第 4 条の 2 第 1 項の規定による協力を求めることができます。

### (宿泊契約締結の拒否)

第 5 条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第 5 条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき
- (2) 満室により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハのいずれかに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者がいるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
- (6) 宿泊しようとする者が、旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。

- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。))第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (8) 宿泊しようとする者が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (10) 栃木県旅館業法施行条例第14条の規定する場合に該当するとき
- 2. 当館にペット同伴で宿泊の場合、宿泊ペットが次に掲げる場合においては、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
  - (1) 宿泊するペットが、他の宿泊者、来館者に迷惑(攻撃、咬み付き、追い回し、無駄吠えなど)を及ぼす恐れがあると当館において判断したとき
  - (2) 宿泊するペットが、過去1年以内に、以下の予防接種を受けていることが証明されないとき
    - (犬) 狂犬病及び「5種混合」以上のワクチン
    - (猫) 「3種混合」以上のワクチン
  - (3) 宿泊するペットが、感染症に罹患している可能性があるとき
  - (4) その他当館が予め定めた事項に該当するとき

(宿泊契約締結の拒否の説明)

第5条の2 宿泊しようとする者は、当館に対し、当館が前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求めることができます。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊者に告知したときに限ります。
- 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。ただし、本項は、当館が旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
- (6) 宿泊客が、当館に対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき
- (8) 栃木県旅館業法施行条例第14条の規定する場合に該当するとき
- (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき
- 2. 当館にペット同伴で宿泊の場合、宿泊ペットが次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊するペットが、他の宿泊客に迷惑(攻撃、咬み付き、追い回し、無駄吠えなど)を及ぼす恐れがあると当館において判断したとき
  - (2) 宿泊するペットが、過去1年以内に、狂犬病及び「3種混合」以上の予防接種を受けていることが証明されないとき
  - (3) 宿泊するペットが、明らかに感染症に罹患していると認められるとき
  - (4) その他当館が予め定めた事項に該当するとき
- 3. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第 8 条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先
  - (2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号
  - (3) その他当館が必要と認める事項
2. 当館にペット同伴で宿泊する場合は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊ペット名、犬種、年齢、性別
  - (2) ワクチン等接種歴
  - (3) その他当館が必要と認める事項
3. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第 9 条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

(利用規則の遵守)

第 10 条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示・展示あるいは備え付けた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条 当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他施設等の詳しい営業時間は WEB サイト、客室内のサービスディレクトリー等で御案内いたします。

- (1) フロント等サービス時間
    - イ. 門限 なし
    - ロ. フロントサービス 8:00 ~ 20:00
  - (2) 飲食等サービス時間
    - イ. 朝食 7:00 ~ 9:00
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第 12 条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第 1 に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めたクレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第 13 条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 宿泊客のペットが、他の宿泊客にケガを負わせたり、宿泊客のペットが不慮の事故等により死亡、またはケガを負ったり、逃走したりした場合においても、当館または当館スタッフに故意または過失のある場合を除き、当館は責任を負うものではありません。
3. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第 14 条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第 15 条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は 15 万円を限度としてその損害を賠償します。

2. 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告がなかったものについては、当館の故意又は重大な過失がある場合を除き、15 万円を限度として当館はその損害を賠償します。

(宿泊者の手荷物又は携帯品の保管)

第 16 条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その後最寄りの警察署に届け出るか処分します。

3. 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては、同条第 2 項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第 17 条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は駐車場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第 18 条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償して頂きます。

2. 宿泊客の同伴したペットに起因し、当館または当館スタッフ、第三者に何らかの損害が発生した場合には、宿泊客がペットの種類および性質に従い相当の注意をもってその管理をした場合を除き、当館または当該第三者に対し、その損害を賠償して頂きます。

(同伴ペットの放置によるペットの所有権)

第 19 条 宿泊客が故意・過失によらず、同伴したペットを館内に放置してチェックアウトした場合、チェックアウト日から起算し、7 日後に宿泊動物の所有権が宿泊客から当館に譲渡されます。

別表第 1 : 宿泊料金等の内訳(第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳
宿泊客が 支払うべき総額	宿泊料金	基本宿泊料(室料)
	税 金	消費税

備考 1 基本宿泊料は WEB サイト等に掲載する料金表によります。

別表第 2 : 違約金(第 6 条第 2 項関係)

契約解除の通知 を受けた日	契約申込室数				
	不泊	当日	前日	2 日前	3 日前
3 室未満	100%	100%	50%	30%	30%

(注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します

3. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。



## ペットコテージ Wansemble(わんサンプル) 利用規則

ペットコテージ Wansemble(以下『当館』とする)では、宿泊約款第 10 条に基づき、お客様が当館滞在中に快適かつ安全にお過ごし頂くことを目的に下記の利用規則を定めておりますので、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

この規則をお守りいただけない時は、宿泊約款第 7 条により宿泊のご継続及び館内諸施設のご利用をお断りし、当館が被った被害のご負担をいただくこともございますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

また、規則に反した結果生じた事故については、当館では責任を負いかねますので、その旨ご了承くださいようお願い申し上げます。

### 【客室のご利用について】

1. 客室を宿泊以外の目的で使用されることは固くお断りいたします。
2. 宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。
3. 当館の許可なく客室を営業行為(写真撮影等)あるいは集会行為(展示会、パーティ等)のためにご利用されることは固くお断りいたします。
4. 客室内での喫煙は禁止いたします。
5. 客室内及び廊下での火災の原因となるような行為、暖房・炊事用などの熱を発生する器具やアイロン等の持ち込み及びご使用は禁止いたします。

### 【客室の鍵と施錠について】

1. 客室からお出かけの際は、鍵を必ずお持ちになり施錠をご確認ください。(当館は自動施錠になっております。)   
なお、鍵を紛失された場合、鍵の交換費用として損害金をお支払いいただく場合がございますのでご注意ください。
2. お客様がご在室中や特に就寝の際には、必ず内鍵をお掛けください。

### 【来訪者について】

1. ご訪問の方とご面会は、ロビーをご利用ください。
2. ご訪問の方を客室内に同伴したり、客室内の設備や備品、家具等を利用させたりすることはお断りいたします。

### 【お預かり品について】

1. お客様からの荷物等のお預かりは、ご滞在の期間に限るものといたします。
2. 美術品、骨とう品、生鮮品などの品物はお預かりいたしかねます。
3. お預かり品は、一定の期間を経過しても連絡がない場合は、お引き取りの意思がないものとして処理させていただきます。

### 【禁止事項について】

当館内では、以下に示す物品の持ち込みや行為をお断りいたしております。

1. 悪臭および強い臭いを発するもの。
2. 常識的な量を超える物品や音響機器、大きな音の出る楽器など。
3. 鉄砲や刀剣、麻薬、覚せい剤など法令で所持を禁じられているもの。
4. 火薬、揮発油、その他発火または引火性のもの。
5. 賭博や風紀を乱すような行為。
6. 広告宣伝物の配布、物品販売、勧誘などの行為。
7. パブリックスペース(ロビーや廊下など)での居眠りや所持品などの放置行為。
8. 飲食物などのデリバリーサービスの利用や受け取りを行う行為
9. 未青年者のみのご宿泊で保護者の許可がない場合。
10. 病人、負傷者で適当な保護者の付き添いのいない方のご宿泊。
11. 館内(客室含む)の諸設備・備品を本来の目的以外に使用し、他の場所へ移動したり、造作を施したり、改造したりするなど、現状を著しく変更する行為。
12. お買い物代、切符代、タクシー代、郵便切手代、お荷物送料等の立替え。
13. 営利目的での写真利用や動画の SNS 等への投稿。
14. 緊急事態、あるいはやむを得ない状況を除き、バックヤードなどお客様用以外の施設、エリアに立ち入ることはお断りいたします。
15. 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求およびこれに類する行為が認められる場合は、直ちに当館のご利用をお断りいたします。また、過去に同様の行為をされた方についても当館のご利用をお断りいたします。
16. 当館を利用する方が泥酔、心神耗弱、薬品等による自己喪失等、ご自身の安全確保が困難である、あるいは他のお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるときは、直ちに当館のご利用をお断りいたします。